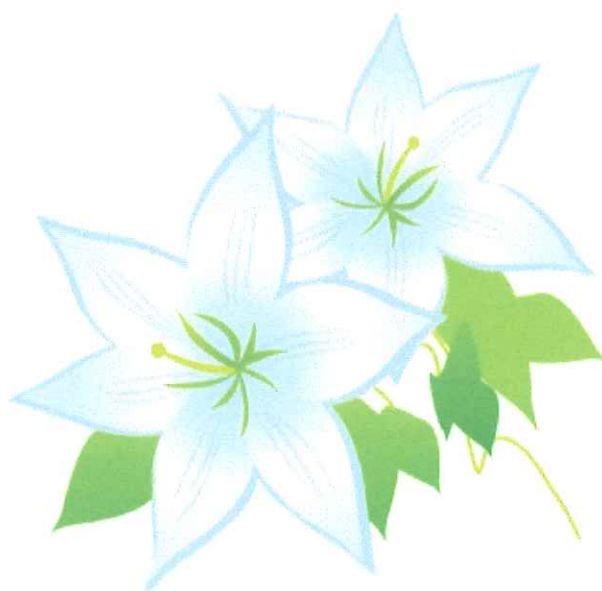


学校いじめ防止基本方針



石巻市立東浜小学校

学校いじめ防止基本方針

石巻市立東浜小学校

はじめに

「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。・・以下省略（宮城県いじめ防止基本方針「はじめに」から抜粋）」

いじめは全ての児童に関係する問題である。どの学年、どの学級、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいないとの基本的認識に立ち、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定するものとしたい。そして、本校では、全ての教職員がこの基本方針に則り、児童一人一人が自分の居場所をもちながら安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとしたい。

1 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条＞

2 いじめ防止のための取組について

【基本的施策等（宮城県が実施する具体的な施策）】

- ① いじめの防止に関する措置
- ② いじめの早期発見に関する措置
- ③ 初動対応に関する措置
- ④ 学校相互間の連携体制の整備
- ⑤ 災害被災地における対策の推進
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ⑦ いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等
- ⑧ 啓発活動
- ⑨ 県立学校の評価における留意事項
- ⑩ 県教育委員会の市町村への指導、助言及び

(1) 基本的な考え方

「いじめの未然防止」と、「いじめのない学校づくり」を柱として、日常の学習活動の中で、子どもたちの心と感性を育むとともに、児童の自己有用感や自尊感情を醸成していくことを大切にする。

(2) 教員による指導について

- ① いじめを許さない体制の確立と児童への周知徹底
- ② 情報共有の場の確立と研修の場の確立及び児童への指導の徹底
- ③ 日常的な「わかる授業」の実践
- ④ 異学年交流で、児童の心の交流、活躍の場づくり、居場所づくり
- ⑤ 道徳の時間を中心とした全教育活動の中での指導
- ⑥ 児童理解による教育活動の精選と目標設定
- ⑦ 社会体験や体験活動の推進と充実

(3) 児童に培いたい力とその育成に向けた具体的な取組

- ① 自己有用感と自尊感情
- ② 規律を守った学校生活
- ③ 美しいものを美しいと言える素直な心
- ④ 相手の良いところを理解し、認め合える力
- ⑤ 相手の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ⑥ 相手とコミュニケーションを図る力
- ⑦ 規範意識，正しいことが分かる善悪の判断力
- ⑧ 進んでチャレンジする力（自己ベストを目指す気持ち）

〔具体的な取組〕

- 学級経営の場における一人一人の活躍の場の設定
- 身に付けたい力を明確にした「分かる授業」の実践
- 学習や自らの行動を振り返る時間の設定
- 地域に根ざした価値ある豊かな体験活動
- 児童一人一人に対する理解の推進
- 学習における交流の場（異学年交流含む）
- 児童の適切なめあての設定

(4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

本校のいじめ防止等に関する取組を実効的に行うために、次のような「いじめ防止対策会議」を設置し、具体的な取組を行うこととする。

東浜小学校「いじめ防止対策会議」

- 1 構成員
 - ・校長 ・教頭 ・教務主任（※「いじめ・不登校対策担当者」）
 - ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・被害及び加害児童担任
- 2 校外関係者（必要に応じて）
 - ・父母教師会会長 ・父母教師会副会長 ・地区民生児童委員
 - ・スクールカウンセラー
- 3 具体的な取組
 - 本校のいじめ防止基本方針の策定
 - いじめ防止基本方針に沿った実践及び検証
 - いじめ防止基本方針の修正
 - 校内研修の企画・運営
 - いじめに係る情報収集
 - いじめ発生に係る全職員への情報提供

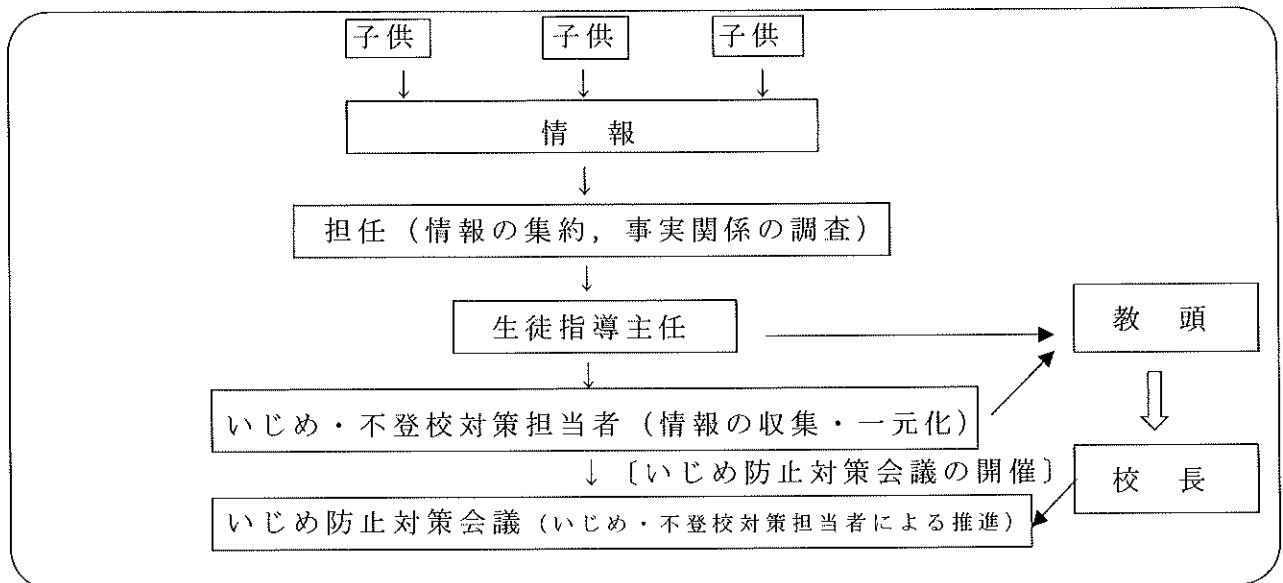
当該会議は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むことにより、いじめ防止に係る具体的な取組を行うものとする。

なお、ここでの推進役として、「いじめ・不登校対策担当者」を置き、生徒指導主任との連携を図りながら、校長の指導の下に会を運営するものとする。

【「いじめ・不登校対策担当者」の役割について】

- ◎ 「いじめ・不登校対策担当者」は、校長の指導の下、いじめ・不登校対策を推進する校内の要として、次の取組を行う。
 - ① 担任等がいじめやいじめの疑いを発見した（不登校の兆候に気付いた）場合や、児童や保護者から担任等へ相談があった場合等に、それらの情報を集約・一元化する。
 - ② ①に基づき、いじめ問題（不登校問題）への対応を協議するチーム会議を生徒指導主任と協議し、チーム会議の開催を教頭を通じて校長へ具申する。
 - ③ ②を踏まえて全教職員で確認・確立した、組織的な指導・援助の進捗状況を管理する。
 - ④ ③を通じて得られた、いじめ・不登校防止への知見を踏まえ、魅力ある学校づくりの充実・促進に向けた提言を全教職員へ行うとともに、その内容を生徒指導主任や安全主任、養護教諭と連携し、保護者や地域へ情報発信する。
 - ⑤ いじめ・不登校の未然防止に係る校内体制及び異校種・関係機関との連携体制を生徒指導主任や安全主任、養護教諭と連携し、不断の点検・整備に努める。〔宮城県教育委員会 いじめ・不登校対策担当者の設置より〕

＜いじめ防止対策会議開催の流れ〔一例〕＞



3 いじめの早期発見の在り方と取組について

（１）早期発見に向けた取組

- ① いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・ 防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・ いじめ対応に対する意識の共有
 - ・ 年２回～４回のいじめアンケートの実施とその活用
- ③ 教員のいじめ評価と改善（振り返り）
- ④ 不断の子どもたちの見取りと情報交換
 - ・ 「見守る子」会議の開催と活用
 - ・ 日常の授業の充実

（２）早期発見に係る組織

- ① 教職員間の情報交換
 - ・ 打合せ，職員会議の活用
- ② 教育相談体制
 - ・ ＳＣの活用（定期的な相談の充実を図る）
- ③ 保護者からの訴えや相談に係る窓口の一本化
 - ・ 教頭，いじめ・不登校対策担当者を窓口として，いじめの通報や情報に対応

（３）家庭や地域との連携

- ① 家庭との連携
 - ・ 学校だより，学年だよりによる子どもたちの活動の広報
 - ・ いじめについての学校の考え方の周知
- ② 地域との連携
 - ・ 学校だよりによる教育活動の広報と周知

4 いじめに対する具体的な措置について

(1) 正確且つ素早い事実確認

① 速やかな報告の徹底

・日時 ・場所 ・被害児童 ・加害児童 ・内容・状況 ・情報受信者

担任 → 生徒指導主任 → いじめ・不登校対策担当者 → 教頭 のルート

② 聞き取りと事実確認

◎ 第1次対応会議の開催

○ 構成 ・校長 ・教頭 ・いじめ・不登校対策担当者 ・生徒指導主任
・該当する担任

①の内容について確認，または再調査等を行う。

(2) 組織的対応

① 第2次対応会議の開催

○ ここでは具体的な指導方針や指導体制，対応策の決定と実践を行う。
・第1次対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定

② 実際の対応

[留意点]

- 全て時系列で記録を取る。○ 複数で対応する。
- いじめの解消を確認するまで継続した対応を行う

【被害児童及びその保護者への対応】

ア 被害児童への対応

被害児童には，まず担任等が本人の訴えを傾聴し，親身な対応を行う。その際，「つらさ」「悔しさ」等を十分に受けとめ，「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど，自尊感情を高めるよう配慮する。担任等は，教師は絶対の味方であることを伝え，具体的対応策を提示する。以後の話合いや対応については，個人情報取り扱い，プライバシーに十分留意するものとする（当該児童へもその旨を伝える）。

イ 保護者への対応

家庭訪問，電話等により，迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。被害児童やその保護者に対して，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，不安の解消に努める。また，学校生活においていじめを受けた児童が不安を感じるときなどは，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，安全の確保やその他具体的な方策を正確に伝えて理解を得るように努める。特に，保護者の心情に配慮した発言を心がけ，信頼関係を構築することが大切である。

ウ 教育環境の確保

被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめが継続している場合には別室での指導、出席停止の措置をとるなど、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、ＳＣやＳＳＷ等の専門家、教員経験者、警察官経験者などの専門家の協力を得る。

エ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

【加害児童及びその保護者への対応】

ア 再発防止

いじめとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携して、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者などの外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講ずる。

イ 保護者への助言

事実関係聴取後に、迅速・正確に保護者へ連絡を行い、事実に対する理解と納得を得るようにする。自責の念、今後の不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ 加害児童への指導等

担任等は、加害児童から事実関係の聴取を行い、まず、いじめがあったことを確認する（本人が自覚しているかどうか、はっきりとさせることから始まる）。

いじめが行われたことが確認されたら、不満等の訴えを聞き、受容的な態度をとりつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させる。その上で、自らの行為を自覚させることを促すとともに、被害児童の現在の心情に気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安全・安心・健全な人格の発達に配慮した指導を行う（行為についての善悪を問う）。

また、当該児童の個人情報の取り扱い、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下に、別室等で当該児童に合わせた指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、適切な懲戒を加えることとして、絶対に行ってはならない行為であることを示す。

心身への苦痛や財産上の損害を加える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携した対応を行ったり、出席停止としたりするなどの措置を講ずる。常に、毅然とした対応をとることを教師自身が肝に銘じておくことが大切である。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える再には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で行う。

【いじめがおきた集団への働きかけ】

ア 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の課題として捉えさせる。たとえば、いじめをやめさせることはできなくとも、誰かに伝える勇気をもつことの大切さと実行力について伝える。また、はやし立てるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることをはっきりと理解させる。

さらに、学級活動等でMAP、SGE、GWT等の手法を取り入れた仲間づくり活動により、仲間との絆を実感させたり、ロールプレイング等の擬似体験によるいじめや無視される行為の擬似体験をさせたりしながら、実感を伴って理解させるなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

イ 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童への謝罪をもって解決とするものではなく、関係の修復やいじめにかかわっていない児童を含めた学級全体の関係が良好となり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことによって判断する。全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う温かい人間関係を構築する集団づくりを進めていく。

★ ネットいじめへの対応

- ネット上に本校児童に係る不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに削除する措置を取る。その際は関係機関の協力を求める重大な内容のものである場合、警察等の各関係機関に通報、適切な支援を求める。また、石巻市教育委員会へ報告するとともに、荻浜中学校ほか近隣の学校への連絡、情報収集等を行う。
- 通常の学習の中で、ネットモラルの現状と課題や対応について注意喚起を促すようにする（保護者への対応も含む）。
- 次の機関等への活用
 - ・仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談
 - ・宮城県 24 時間いじめ相談ダイヤル
 - ・教育事務所の相談窓口 等
- 無料通話アプリ、SNS（パスワードあり）、携帯電話のメール等の利用によるいじめの書き込み等については、より大人の目に触れにくく発見されにくい。予防を徹底する必要がある。企業による情報モラル教室や、県警の「ネット被害未然防止」の講話の活用なども検討する。

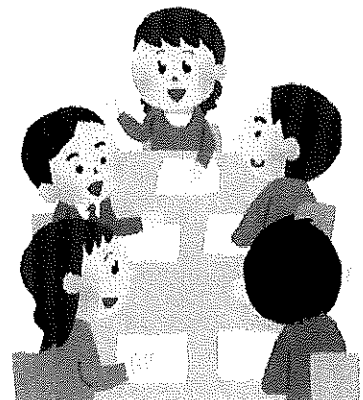
5 校内研修について

（１）いじめに関する研修の基本的な考え方

- ① いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に位置付ける。
- ② 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ③ 児童一人一人が認め合い、高めあえるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

（２）具体的な取組

- ① 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、文献研修や講師を招いての研修会をもつ。
※指導主事学校訪問で実施するいじめに関する研修会等も活用する。
- ② いじめ・不登校対策担当者、生徒指導主任等をリーダーに、いじめ防止や不登校に係る研修会への参加、その研修報告会の開催等を随時行う。
- ③ いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。



6 重大事態発生に係る調査を行うための組織

(1) 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に挙げる場合には，その事態（以下，「重大事態」という。）に対処及び当該重大事態と同様の事態の発生防止に資するため，「いじめ問題調査委員会」を設置する。

- ① いじめを受けた児童に，生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア	児童が自殺を企画した場合
イ	身体に重大な傷害を負った場合
ウ	金品等の重大な被害を被った場合
エ	精神性の疾患を発症した場合
	等

- ② いじめを受けた児童が一定期間，または連続して欠席や別室登校，早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ③ その他

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは，その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。

(2) 「いじめ問題調査委員会」の役割

- ① 発生した事案が重大事態であると判断したとき，当該重大事態に係る調査を行う。
- ② 調査を行った時は，当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 「いじめ問題調査委員会」の構成

- ① いじめ防止対策会議が調査主体となる場合

ア 構成員

○専門家 → 石巻市教育委員会の指導を受けて選任，依頼

・弁護士，精神科医，学識経験者，心理，福祉の専門家（ＳＣ，ＳＳＷ等）

○いじめ防止対策会議の構成員

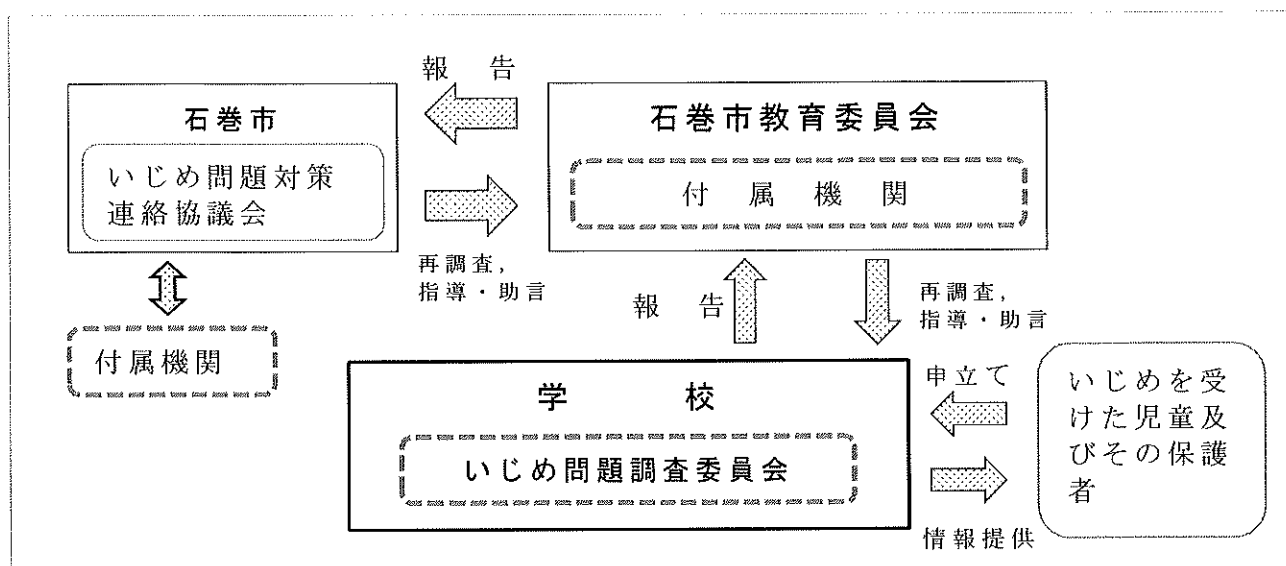
・校長 ・教頭 ・教務主任（※「いじめ・不登校対策担当者」）

・生徒指導主任 ・養護教諭 ・被害及び加害児童担任

・父母教師会会長 ・父母教師会副会長 ・地区民生児童委員

※必要に応じ，区長，桃浦駐在所長の参加

イ 連携図



③ 学校の設置者が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生ずるおそれがある場合には、石巻市教育委員会において附属機関を設け、調査を実施する。この場合、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、石巻市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う（いじめ防止対策推進法〔以下、法という。〕第28条第3項）。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又はその保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に平行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合は、調査対象となる児童への心理的負担を考慮して、重複した調査とならないように、法第28条第1項の調査主体と平行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

○ 調査を行うための組織（いじめ問題対策連絡協議会）

法第14条前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域における防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。

石巻市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態だと判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。この組織の構成については、石巻市教育委員会が調査を行う際には法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査に当たる。

7 重大事態発生に係る調査

(1) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ② 学校は、石巻市教育委員会に設置される付属機関に対して積極的に資料提供を行うとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に具体策をもって取り組む。

(2) 調査方法

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ア いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行う。この場合、いじめを受けた児童や情報提供を行った児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- イ 調査による事実確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ウ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情について聴取し、いじめを受けた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習指導等を実施する。
- エ 調査を実施するに当たっては、石巻市教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ア 当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に民後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを実施する。

③ 調査を実施する際の留意事項

- 調査の実施により事実関係全てが明確になったとは限らず、その一部が解明されたにすぎずない場合もあることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

ただし、事実関係の全貌が十分に明らかになった判断される場合はこの限りではない。

（３）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の適切な提供

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

【 いつ、誰から行われ、どのような態様であっか、学校がどのように対応したか 】

イ 情報の提供においては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ウ 質問紙調査の実施によって得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査対象になる者（児童、保護者）に対してあらかじめ説明を行う。

② 市長への調査結果の報告

調査結果については、石巻市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記の①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、所見（被害児童及びその保護者のもの）をまとめた文書を受け付け、石巻市教育委員会を通じて市長へ報告する。

③ いじめた児童及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて家庭訪問を実施、説明を行う。

④ 他の保護者への対応

父母教師会役員等と相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから対応する。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う（主に窓口は教頭が行う）。

（４）その他の留意事項

① 地域住民への対応

様々な場面が想定されるが、一つ一つ誠意をもって対応する。必要に応じて、記録を残す場合があるので、その役割を分担しておく。

【 例 電話対応 → 窓口は教頭 対応後に教務主任が記録を取る 】

② マスコミへの対応

マスコミ、報道関係への対応は全て原則として教頭が行う。特に、即答を避け、「取材時間」「取材場所」等を設定し、石巻市教育委員会の指導の上で、マスコミの取材に応じる。

③ その他

・児童の心のケアに配慮 → カウンセラーの緊急派遣を実施

（石巻市教育委員会への要請）

・調査結果の他に、必要な記録については随時行い、保管する。